

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十五の四第五号の規定に基づき、八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五GHz以下のものを除く。）においては、搬送波の中心周波数からの離調周波数における、任意の一MHzの帯域幅当たりの許容される電力密度は、次式の値以下であること。

$$A = a + b (P_b - 50) - 10 \log (B_c h / 250) \quad [dBm / MHz]$$

Aは搬送波の中心周波数からの離調周波数における、任意の一MHzの帯域幅当たりの許容される電力密度、 $P_b$ は離調周波数対チャンネル間隔比 [%]、 $B_c h$ はチャンネル間隔 [MHz] とする。

$$P_b = (f_d / B_c h) \times 100$$

$f_d$ は、送信チャンネルの中心周波数からの離調周波数 [MHz] とする。

a 及び b は次のとおりとする。

ア B c h が 500MHz 以下の場合

P b が 0% 以上 50% 未満のとき、 $a = 5 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = 0$

P b が 50% 以上 57.5% 未満のとき、 $a = 0 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = -2$

P b が 57.5% 以上 70% 未満のとき、 $a = -15 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = 0$

P b が 70% 以上 125% 未満のとき、 $a = -7.727 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = -0.3636$

P b が 125% 以上 250% 未満のとき、 $a = -29 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = -0.08$

P b が 250% のとき、 $a = -45 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = 0$

(案)

イ B c h が 500MHz を超え、2,250MHz 以下の場合

P b が 0% 以上 50% 未満のとき、 $a = 5 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = 0$

P b が 50% 以上 57.5% 未満のとき、 $a = 0 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = -2$

P b が 57.5% 以上 70% 未満のとき、 $a = -15 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = 0$

P b が 70% 以上 125% 未満のとき、 $a = -7.727 \text{ dBm/MHz}$ 、 $b = -0.3636$

P b が 125%以上 (150 + (500 / B c h) × 100) %未満のとき、

B c h が 1, 000MH z の場合は、 a = -25 d B m / MH z 、 b = -0.1333

B c h が 2, 000MH z の場合は、 a = -20 d B m / MH z 、 b = -0.2

P b が (150 + (500 / B c h) × 100) %のとき、 a = -45 d B m / MH z 、 b = 0

(案)